**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二百一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、日立建機株式会社から、届出事業者の名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月二十五日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

1．変更する届出事業者の名称
新
日立建機株式会社
旧
ＴＣＭ株式会社

2．変更する届出事業者の住所
新
東京都文京区後楽二丁目５番１号
旧
東京都港区西新橋一丁目15番５号

3．変更年月日
平成22年４月１日

4．該当する型式届出特定特殊自動車
型式届出番号がＮＶ－73、ＮＶ－145、ＮＶ－146、ＮＶ－149、ＮＶ－150、ＮＶ－151、ＮＶ－152、ＮＶ－272、ＮＶ－273、ＮＶ－274、ＮＶ－275、ＮＶ－291、ＮＶ－292、ＮＶ－296、ＮＶ－297、ＮＶ－298、ＮＶ－299、ＮＶ－300、ＮＶ－301、ＮＶ－323、ＮＶ－324、ＮＶ－325、ＮＶ－326、ＮＶ－681、ＮＶ－682、ＮＶ－683及びＮＶ－684の型式届出特定特殊自動車に限る。

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二百一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき、ＴＣＭ株式会社から、届出事業者の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月二十五日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

1．変更する届出事業者の住所
新
大阪府大阪市西区京町堀一丁目15番10号
旧
東京都港区西新橋一丁目15番５号

2．変更年月日
平成22年５月10日

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二百二号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年九月二十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年十月二十五日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
ＮＳ－564	シンフォニアテクノロジー　ＦＤＳ60	シンフォニアテクノロジー株式会社	東京都港区芝大門一丁目１番30号

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二百三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年九月二十七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年十月二十五日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
ＮＳ－565	コマツ　ＫＣＦ500－１Ｆ	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地
ＮＳ－566	コマツ　ＫＣＦ500－１	〃	〃

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二百四号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年十月七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年十月二十五日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
ＮＳ－567	キャタピラー973Ｄ	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第二百五号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年十月七日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年十月二十五日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫
環境大臣　松本　龍

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
ＮＳ－568	モロオカ　ＭＳＴ－700－３Ｅ０	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地